

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 12 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務 |
| ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法及び児童福祉法その他関連法に基づき、支給認定に関する事務及び利用者負担の決定に関する事務において特定個人情報を取り扱う。 【特定個人情報を取扱う具体的な事務内容】 ①支給認定に関する事務 申請・届出の受理、申請に係る審査・応答、支給認定証の交付 ②利用者負担額及び副食費の徴収免除の有無(以下、保育料等とする)の決定に関する事務 保育料等の決定・管理、保育料等の決定通知の交付 |
| ③システムの名称 | 子ども・子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 支給認定者情報ファイル、子ども子育て支援ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の9の項 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の127の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条(子ども・子育て支援法関係) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ●参照情報と根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ●提供情報と根拠 提供情報なし |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 旭川市子育て支援部こども育成課 |
| ②所属長の役職名 | こども育成課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 旭川市市民生活部市民生活部地域活動推進課情報公開・個人情報保護担当 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-6012 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 旭川市子育て支援部こども育成課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階) 0166-25-9845 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・特定個人情報を取り扱う事務に従事する者を限定している。 ・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 ・特定個人情報が記載された書類は他文書と紛れないよう別に保管、廃棄している。 これらの対策を講じ、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と判断した。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 保護管理者(保護責任者に相当)、事務取扱者、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員はマイナンバー制度、情報提供ネットワークシステム、情報セキュリティに関する研修を必須とし、必ず受講している。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------------|---|--|------|--|
| 令和2年11月17日 | I-1-②事務の概要 | ②利用者負担の決定に関する事務 利用者負担(保育料)の決定・管理, 保育料の決定通知の交付 | ②利用者負担額及び副食費の徴収免除の有無(以下, 保育料等とする)の決定に関する事務 保育料等の決定・管理, 保育料等の決定通知の交付 | 事後 | 令和元年10月から保育料の無償化が開始されたことに伴い, 3歳以上児について副食費の徴収免除の有無の決定も必要となっていたため。 |
| 令和4年3月31日 | I-4-②法令上の根拠 | 情報照会の根拠: 番号法第19条第7号, 別表第二(第13項, 第116項) | 情報照会の根拠: 番号法第19条第8号, 別表第二(第13項, 第116項) | 事後 | 根拠法令である番号利用法の改正に伴い内容変更が生じたため。 |
| 令和7年3月27日 | 様式変更 | | | 事前 | |
| 令和7年3月27日 | I-3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項, 別表第一(第8項, 第94項) | ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の9の項 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の127の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条(子ども・子育て支援法関係) | 事後 | |
| 令和7年3月27日 | I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 情報照会の根拠: 番号法第19条第8号, 別表第二(第13項, 第116項) | ●参照情報と根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ●提供情報と根拠 提供情報なし | 事後 | |
| 令和7年3月27日 | I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー) 〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 0166-25-9101 | 旭川市市民生活部市民生活部地域活動推進課 情報公開・個人情報保護担当 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-6012 | 事後 | |
| 令和7年3月27日 | I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 旭川市子育て支援部こども育成課 〒070-8525 北海道旭川市6条通10丁目(第二庁舎5階) 電話番号:0166-25-9845 | 旭川市子育て支援部こども育成課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階) 0166-25-9845 | 事後 | |

